PEG・在宅医療研究会ニュースレター



Home Health Gare, Endoscopic Therapy and Quality of Life

第21号 2017

2017年5月1日発行

発 行 PEG・在宅医療研究会

 会
 長:上
 野
 文
 昭

 編集委員長:加
 藤
 隆
 弘

 広報委員長:妙
 中
 直
 之

〒 534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22 大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX: 06-6167-7186 E-Mail: peg-office@umin.org URL: http://www.heq.jp

医療の賢い選択と価値の高い医療





医学の進歩は急速です。新しい治療薬や最先端の診療手技が次々と開発されています。その恩恵に浴している患者も少なくありません。例えばC型肝炎は、もうすでに治療によって治る病気となりました。新しい治療法の光の部分だけに注目が集まっていますが、陰の部分も見過ごすことはできません。新規治療薬の未知数の有害性、大幅な医療コスト増、客観的データ主体のアウトカム改善が患者の幸せに繋がるかという疑念など、未解決の問題が山積みです。PEGに関しても、一時は光の部分が着目され、普及と共に今度は影の部分が(やや不当に)取り上げられている現状はご存知の通りと思います。

そのような中で Choosing Wisely (賢い選択) というキャンペーンが世界的な動きを見せているのをご存知でしょうか。明確なエビデンスに基づかない過剰な検査や過剰な治療を抑制しようという運動で、米国内科専門医認定機構 (ABIM)の呼びかけにより、北米やヨーロッパの多くの学会が賛同し、各学会が過剰医療を抑制するために5つのステートメントを発信しています。日本でもワーキンググループが立ち上がり、これから具体的な活動が始まろうとしています。これと並行して、Value-based Medicine という概念が提唱されました。ここでいう Value とは患者側から考えた価値のことで、医療側の押し付けるエビデンスではありません。米国内科学会 (ACP)も High Value Care という名のもとに、同様の概念の実践を推し進めています。医療資源の投資が患者側からみた価値に見合っているか、というコスト意識が前面に出ています。実はこの High Value Care が、現在の主流である最先端医療に代わって、次の時代の主流となることが予想されているのです。これには高齢者人口の増加

や、医療を支える経済的基盤の限界などが強く影響していることは 言うまでもありません。

さて PEG はどのように賢く選択すればよいのでしょうか。Choosing Wisely のステートメントはウェブですぐに検索できます。米国のホスピス・緩和医療学会、老年病学会が全く同じステートメントを発信しています。その内容は:Don't recommend percutaneous feeding tubes in patients with advanced dementia: instead, offer oral assisted feeding (進行した認知症患者に胃瘻チューブを奨めずに、介助付きの経口摂取を提案しなさい)、という至極真っ当なものです。このようなステートメントをわざわざ学会が発信していることは、米国でも結構過剰に PEG が行われていることを示しているのかもしれません。

Choosing Wisely にも若干の弱点があります。明確なエビデンスに基づくのが基本ということが、かえって患者の観点を弱めているようです。PEG に関しては生命予後、合併症、QOL など測定しやすいものが指標となっています。次世代の High Value Care ではより患者サイドに立った、PROM (患者関連アウトカム測定)という指標の開発が必要です。このような指標を改善するのに見合ったコストかどうかが、医療の価値を決定するという考え方です。

今年8月に、本研究会はPEG・在宅医療学会に移行します。名称変更だけでなく学会の名に見合った学術活動が望まれます。世界に先駆けて、胃瘻栄養に関するPROMを開発しようではありませんか。会員の皆さまの叡智と熱意があれば、決して不可能なことではないと信じています。

CONTENTS

会長挨拶	1
研究会名称変更に関する報告	2
第22回学術集会会告	4
第23回学術集会会告	6
第5回認定資格取得者のお知らせ	6
JDDW 2017~メディカルスタッフプログラム開催について~	6

2017年5月以降 胃瘻関連研究会一覧 7	7
ひろば「今からでもバドミントンをはじめよう」妙中直之 8	3
ひろば「米軍基地の町 福生」水野英彰	9
事務局インフォメーション/入会案内/会則1	0
投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則~資格認定条件細則 $\cdots 1$	1

研究会名称変更に関する報告

PEG・在宅医療学会への移行に伴い、以下の事項が変更となります。

・年度について

研究会では4月1日から翌年3月31日までを年度としておりましたが、学会に移行後は8月1日から翌年7月31日となります。このことから、今期のみ研究会の期間を7月31日まで延長し、今年8月1日から<PEG・在宅医療学会>としての活動を開始いたします。

・会則及び役員構成

役員の名称、役割等の変更に伴い、会則を新たに作成いたしました。学会会則及び役員は下記となります。

PEG・在宅医療学会 会則

第一条 名称

本会は PEG・在宅医療学会 英文名: Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ)と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者の Quality of Life (QOL) 向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字 3 文字を取って、英文名をHEQ (ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1. 年1回以上の学術集会開催
- 2. 年1回以上の会誌の発行
- 3. その他必要な事業

第四条 会員

本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。

会員は以下のように区分する。

○個人会員・・・・・ 個人として本会に入会したもの

 \bigcirc 施設会員・・・・・ 施設として本会に入会したもの (代表者を

届け出る)

○賛助会員・・・・・ 本会の運営を賛助する企業・団体

○名誉職会員・・・・・ 本会に役員として貢献し、定年となったもの

第五条 役員・名誉職会員・学術集会会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。

〇理事長 $(1 \, 2)$ ・・・・理事会で選出され、本会を代表する。

○理事(若干名)・・・・代議員から選出され、理事会を開催し、本 会の企画運営を行う。

○監事(2名)・・・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。 理事や代議員との兼務はできない。

2. 本会に次の名誉職会員を置く。

○名誉理事長・・・・・ 本会の理事長として功績のあったもの。理 事会・代議員会で推戴される。

○名誉会員・・・・・・ 学術集会を開催した学術集会会長、または それと同等の功績があったもの。理事会・代 議員会で推戴される。

○特別会員・・・・・ 本会に功績のあったもの。理事会・代議員 会で推載される。

3. 学術集会の運営にあたる学術集会会長を置く。

○学術集会会長・・・・ 理事の中より順次選び、担当する年の学術 集会を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 代議員・学術評議員

○代議員・・・・・・ 理事会での決定事項を承認する。会計を議 決する。

○学術評議員・・・・・ 学術評議員会を組織し、学術活動について 審議する。

第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

- 1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
- 2. 代議員は会員の選挙により決定する。
- 3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代 議員会で承認される。
- 4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
- 5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は68歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
- 6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。

議長は理事長が行う。会議は委任状による意思 表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立 し、その過半数を以て議決される。

2. 代議員会・・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。 議長は担当年の学術会長が行う。

> 会議は委任状による意思表示者を含めて過半数 の出席を以て成立し、その過半数を以て議決さ れる。

3. 委員会・・・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。

委員長は理事長から委嘱される。

第九条 会費

- 1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
- 2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

- 1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- 2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
- 3. 代議員会で会計報告を行い、議決を得る。

第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その 過半数を以て議決される。

第十二条 事務局

- 1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
- 2. 事務の責任者として事務局長を置く。

第十三条(附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年8月1日 制定・施行

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、 時限委員会を設置することができる。

- 1. あり方委員会
- 2. 倫理委員会
- 3. 総務委員会
- 4. 財務委員会
- 5. 編集委員会
- 6. 広報委員会
- 7. 規約委員会
- 8. 選挙管理委員会
- 9. 学術委員会
- 10. 用語委員会
- 11. 社会保険委員会
- 12. 教育委員会
- 13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
- 14. PEG チーム医療委員会

- 15. 選奨委員会
- 16. COI 委員会
- 17. データベース委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

- 1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
- 2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は 医師/歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
- 3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、 医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
- 4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名 以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
- 5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

役員・代議員・学術評議員一覧

◆理事長(1名)

上野 文昭

◆監事 (2名)

小原 勝敏 北川 泰久

森瀬 昌樹

◆理事(22名)

伊藤 義人

井上 善文 永井 祐吾 櫻井 洋一 西口 幸雄 前川 降文 前谷 容 合田 文則 武藤 学 鈴木 裕 藤本 一眞 倉 敏郎 山口 浩和 有本 之嗣 徳毛 宏則 高橋美香子 松本 昌美 葛谷 雅文 今枝 博之 小川 滋彦 西脇 伸二

◆代議員(37名)

津川 信彦 岡野 均 吉野 すみ 蟹江 治郎 松原 康美 城本 和明 松本 敏文 小野沢 滋 鮒田 昌貴 朝倉 徹 今里 真 妙中 直之 髙塚健太郎 大石 英人 赤羽 重樹 堀内 朗 村上 匡人 畠山 元 瀧藤 克也 日下部俊朗 村松 博士 梶谷 伸顕 三原 千惠 鷲澤 尚宏 今本 治彦 伊東 徹 玉森 豊 伊藤 明彦 小西 英幸 赤津 裕康 西山順博 吉田 篤史 比企 直樹 黒山 信一 犬飼 道雄 細江 直樹 高見澤 滋

◆学術評議員(43名)

服部 隆志 伊藤 重二 小野 博美 西川邦寿 山原 茂裕 金田 悟郎 平良 明彦 深沢 眞吾 石塚 泉 大谷 順 梶西ミチコ 杉田 尚寛 松本 雄三 会田 薫子 小川 哲史 加藤 智弘 石塚 三寿 根本 祐太 川崎 成郎 田中 育太 引地 拓人 小池 智幸 石田 一彦 江上 聡 清水 敦哉 笠 健児朗 合志 聡 出口 隆造 前田 恒宏 吉野 浩之 土田 茂 大洞 昭博 岡 保夫 黒山 政一 井谷 智尚 島崎 信 工藤 智洋 武内 謙輔 久野千津子 水野 英彰

白井 孝之 津川二郎 尾藤 祐子

TUP)

TOP PRODUCT LINE UP

製品のご紹介



交換用胃瘻カテーテル バンパー型ボタンタイプ

アイボタンR

瘻孔にやさしいソフトな材質で 使用する方や家族にとって やさしい胃瘻ケアをサポート



ネオフィードENポンプ **TOP-A600**

経腸栄養の適正な管理を、 使いやすいコンパクトな ポンプで。

医療機器承認番号: 22600BZX00017000

製品の規格等は、お近くの支店・営業所までお問い合わせください。

製造販売業者 株式会社トッフ

本社:〒120-0035 東京都足立区千住中居町19番10号 東京支店 tel:03-3811-9915 tel:011-820-8383 札幌営業所 千葉営業所 tel:043-214-1641 tel:054-263-0824

tel:082-246-7651

広島営業所

盛岡営業所 横浜営業所

名古屋支店 tel:052-834-3333 tel:019-645-3452 tel:045-260-5271 tel:075-643-6351 鹿児島営業所 tel:099-265-4566

大阪支店 tel:06-6361-5831 仙台営業所 tel:022-265-3610 金沢営業所 tel:076-268-3370 神戸営業所 tel:078-341-1683

福岡支店 tel:092-472-4233 北関東営業所 tel:048-685-5797 新潟営業所 tel:025-244-2191 高松営業所 tel:087-866-5691

第22回学術集会会告

~第22回 PEG・在宅医療学会学術集会を開催するにあたって~

町立長沼病院 院長 内科消化器科 倉 敏郎

はじめに

第22回 PEG・在宅医療学会(旧 HEQ) 学術集会の当番会長を仰せつかり身にあまる光栄に存じますとともに、重責を感じております。本会は2017年9月23日(土)に札幌コンベンションセンターを会場にして札幌市において行われる予定です。第9回 HEQ 研究会学術集会を開催して13年ぶりに札幌での開催となります。今回は本研究会が「学会」に昇格した記念すべき第1回目の学術集会となる見込みです。「学会として質の高い議論ができるような学術集会になるよう皆様のご協力を是非ともよろしくお願い申し上げます。

また、新しい試みとして PEG と関連の深い手技である PTEG について日本 PTEG 研究会から同時期に開催の提案がなされ、 PEG・在宅医療学会学術集会の翌日(9月24日)に同じく札幌コンベンションセンターで開催予定です。 どうぞ翌日も参加いただき中身の濃い2日間を過ごしていただければと思います。

原点に還って

今回のテーマは「原点に還って」としました。PEGが我が国に根付いて20余年、われわれはPEGの造設、交換、管理などの質を高めるためにさまざまな活動を行ってまいりました。その結果として世界で類をみないレベルの高い造設、管理を行い、長期予後を達成しております。

しかし、一方で終末期認知症におけるPEGの適応・倫理に関して、多方面から批判をうけ、その問題があたかも「すべてのPEGが問題である」という風潮、誤解を受けるに至っております。本来PEGは、その良い適応対象患者にとっては、ベストの経腸栄養ルートであることは疑いの余地もありません。本学会倫理委員会でも、その点に関して提言を行っております。

今回は、今一度「原点に還って」、HEQ の精神である Home health care, Endoscopic therapy, Quality of life に根ざした医療 について考えてみたいと思います。患者さんの QOL を向上させる ための内視鏡治療 (PEG や PTEG など) をみなさんと考えてみた いと思います。PEG の造設、管理ばかりでなく、栄養投与、半 固形化、嚥下評価、食べるための介入、在宅医療など、トータル で患者さんを支えるための視点で演題発表、討論をお願いします。

札幌でお待ちしております

9月の北海道は、気候的にも穏やかで食べ物も美味しい時期です。海の幸・山の幸を召し上がって鋭気を養っていただければと思います。また、ちょっと足を伸ばせば人気観光スポット(小樽運河、旭山動物園、世界遺産知床など)がございます。お時間を作って巡ってみてください。

皆様を歓迎すべく北海道のメンバーで準備を進めております。 是非とも多くの方のご参加をお待ち申し上げます。

第22回 PEG·在宅医療学会(HEQ) 学術集会演題募集要項

テーマ:原点に還って

演題応募方法

インターネットによるオンライン登録のみです。

本ページ下部の「新規演題登録ボタン」よりお申し込みください。

応募期間

2017年4月3日(月)~6月12日(月)

応募資格

筆頭演者は、PEG・在宅医療研究会の会員に限ります。 会員登録がお済みでない場合は、先に、下記より会員登録手続き をお済ませください。

会員登録に関するお問い合わせ

< PEG·在宅医療研究会事務局>

URL: http://www.heq.jp/

〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX: 06-6167-7186 mail: peg-office@umin.org

募集演題

在宅医療、内視鏡治療、栄養管理、嚥下機能評価、摂食嚥下リハビリに関わるあらゆる方面からの演題をお待ちいたしております。 演題分類(発表形式) について、以下より選択してください。

<シンポジウム>

PEG をしてよかった症例とは(一部指定)

PEG は経腸栄養のベストルートであるにもかかわらず、昨今の「PEG バッシング」によりおかしなことになっている。あらぬ誤解により PEG の恩恵を享受すべき患者が経鼻胃管や静脈栄養など、本来の医学的適応ではベストといえない方法で栄養管理が行われていることに危機感を感じる。

そこで本シンポジウムでは、原点に還り、PEGの良い適応(造って良かったと思われる症例)についてあらためて議論したい。また一方で、PEG造設を行っても種々のトラブルで経腸栄養が行えなかった症例も経験する。PEGを造るべきでなかったと思われる症例についても、できれば言及してもらいたい

「いまさら」という感があるが、「良いものは良い」というスタンス

を本学術集会で発信したい。

一般演題

- < PEG 造設に関するもの>
 - 01.PEG の適応
 - 02.PEG の手技
 - 03.PEG の合併症
 - 04. その他
- < PEG 長期管理に関するもの>
 - 05. カテーテル交換
 - 06.PEG の管理
 - 07. 瘻孔管理
 - 08.その他
- <他の手技について>
 - 12. 在宅医療
 - 13.チーム医療
 - 14. 地域連携
 - 15. 緩和ケア
 - 16. 口腔ケア
 - 17. 摂食嚥下
 - 18. その他
- <栄養管理について>
 - 19. 栄養評価
 - 20. 栄養法

- 21. 半固形化
- 22.NST
- 23. その他
- <その他>
 - 24.QOL
 - 25. 症例報告
 - 26. その他

抄録作成について

- (1) 制限文字数
- ·演題名:全角70文字
- ・抄録本文:全角800文字(図表なし)、全角536文字(図表あり)
- ・総文字数(著者名・所属・演題名・抄録本文の合計): 全角1100文字(図表なし)、全角737文字(図表あり)

著者:筆頭・共同著者を含めて最大10名(筆頭演者の都道府

県名、市町村名を記載下さい)

所属施設:最大10施設

(2) その他

- ・登録された演題は、原則としてそのまま印刷されますので、 登録者の責任において作成してください。
- ・ローマ数字、○付き数字、半角カタカナは使用できません。





次々回会告

第23回 PEG・在宅医療学会

学術集会会長:前川隆文(福岡大学筑紫病院 外科 教授)

開催日:2018年9月15日(土)

会場:福岡国際会議場 〒812-0032 福岡市博多区石城町2-1

TEL: 092-262-4111

第5回(2016年) 認定資格取得者のお知らせ

PEG・在宅医療研究会 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則の定めにより、資格審査委員会および第21回世話人・常任幹事会の審議・承認を経て、合計11名・2施設が2016年11月1日付で各資格を取得されました。 資格ごとに氏名五十音順により掲載させていただきます。(資格取得者はホームページ上でも公開中です)

(五十音順)

【専門胃瘻造設者 5名】 医師5名

木村典夫、瀬田真祐、三吉政道、八木恵子、吉川昌平

【専門胃瘻管理者 9名】 医師5名、看護師4名

岩井田智恵、木村典夫、桑原和子、小濱博敏、瀬田真祐、 野口知穂、的場秀亮、三吉政道、八木恵子

【認定胃瘻管理者 1名】 看護師1名

阿久根淳也

【認定胃瘻教育者 1名】 医師1名

八木恵子

【専門胃瘻造設施設 2施設】

社医) 天陽会中央病院 消化器内科 山梨厚生病院 内科



第25回 日本消化器関連学会週間

Japan Digestive Disease Week 2017 (JDDW 2017) -メディカルスタッフプログラム開催について-

JDDW 2017は、2017年10月12日(木)~15日(日)の4日間、福岡市(福岡国際センター・福岡サンパレス・福岡国際会議場・マリンメッセ福岡)において開催されます。

第25回日本消化器関連学会週間には、第59回 日本消化器病学会大会、第94回 日本消化器内視鏡学会総会、第21回 日本肝臓学会大会、第15回 日本消化器外科学会大会、第55回 日本消化器がん検診学会大会が参加となります。

JDDW 2017では、JDDW の医師とメディカルスタッフで、チーム医療を考えることを目的に、「メディカルスタッフプログラム」を開催いたします。

◇メディカルスタッフプログラム

1. 周術期管理における NST の役割 - 現在と将来 -

司会: 大村 健二(上尾中央総合病院・外科)

鍋谷 圭宏 (千葉県がんセンター・消化器外科 (食道・胃腸外科))

2. わが国における在宅医療をめぐる問題 - 特に患者 QOL を向上させる内視鏡治療 -

司会: 上野 文昭 (大船中央病院・消化器・IBD センター)

鈴木 裕(国際医療福祉大病院・外科)

詳細は JDDW 2017 ホームページ 「メディカルスタッフプログラム」をご覧下さい.

http://www.jddw.jp/jddw2017/medical/index.html

【JDDW 事務局】 E-Mail:fukuoka2017@jddw.jp TEL:03-3573-1254 / FAX:03-3573-2198

6 PEG・在宅医療研究会ニュースレター

2017年5月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp 第15回当番世話人:長岡康裕(社会医療法人社団カレスサッポロ 時計台記念病院) 2017年11月18日(土)札幌コンベンションセンター(札幌市) 開催事務局:医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗(住所・連絡先は同上)	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2	東北 PEG 研究会 朝倉 徹 (JCHO 仙台南病院 院長)	東北大学病院 消化器内科 荒 誠之 〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1 TEL:022-717-7171 FAX:022-717-7177 第12回当番世話人: 荒 誠之(あら のぶゆき)(東北大学病院 消化器内科) 2017年7月8日(土)仙台市 < 予定 > 開催事務局:東北大学病院 消化器内科 荒 誠之(住所・連絡先は同上)	原則として医師、看護 師、栄養士、介護士、 薬剤師等の医療従事者
3	福島県 PEG と栄養経腸と在宅医療研究会 (旧 福島県 PEG 研究会) 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 渡辺 晃 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:kowatan@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技師・ 看護師・薬剤師・栄養 士など
4	茨城県 PEG・PTEG 研究会 末永 仁 (医療法人惇慈会 日立港病院)	医療法人惇慈会 日立港病院 末永 仁 〒319-1222 茨城県日立市久慈町3-4-22 TEL:0294-52-3576 FAX:0294-52-5116 E-mail:hit58sue@jsdi.or.jp 第16回当番世話人:山本祐二(つくばセントラル病院 外科) 2017年6月10日(土)16時15分~つくば国際会議場(つくば市) <特別講演:末永 仁 先生(日立港病院 院長)> ※同日同会場15時より第17回茨城PDNセミナー開催 <講師:嶋津さゆり先生(熊本リハビリテーション病院 栄養管理部)> 開催事務局:日立港病院 末永 仁 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・介護士など、 経管栄養に携わる全て の職種
5	北陸PEG·在宅栄養研究会 八木雅夫 (公立松任中央病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921 第19回当番世話人: 毛利郁朗 (映寿会みらい病院) 2017年10月28日 (土) 15時~石川県地場産業振興センター (金沢市) <特別講演:今里真 先生(大分厚生連しおはま診療所 院長、大分健生病院 PEG センター 顧問)> 開催事務局:小川医院 小川滋彦 (住所・連絡先は同上)	医師・コメディカル
6	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp 第27回当番世話人: 堀内朗(昭和伊南総合病院 消化器病センター) 前島信也(松本歯科大学 内科) 2017年7月16日(日)松本歯科大学(塩尻市) 開催事務局:昭和伊南総合病院 消化器病センター 堀内 朗 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・薬剤師・ 栄養士・言語聴覚士
7	松阪地区在宅栄養研究会	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com	医療関係者・在宅医療 従事者など
8	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383 第7回(PEG サミット in びわ湖≪別名:九州 PEG サミット in びわ湖≫) 当番世話人:伊藤明彦(国立病院機構東近江総合医療センター) 2017年7月29日(土)~30日(日)アヤハレークサイドホテル(大津市) 申込開始:2017年4月1日~ 会費:15,000円(宿泊・3食・テキスト代込み) ※詳細は、ホームページまで http://www.medic-grp.co.jp/doctor/peg 開催事務局:医療法人西山医院 西山順博 〒520-0025 滋賀県大津市皇子が丘2-2-12 TEL:077-523-2078 FAX:077-523-2234 E-Mail:otoiawase@nishiyama-iin.com	医師・看護師・保健師など
9	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ページェント) 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org	一般市民、医師・看護師・ 栄養士・薬剤師・内視鏡 技師・訪問看護スタッフ・ 介護施設職員など
10	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:neko@wa2.so-net.ne.jp URI:http://www.hibino.or.jp/ 第11回当番世話人:小野川靖二(JA尾道総合病院 消化器内科・栄養科 部長) 2017年7月1日(土)テアトロシェルネ(しまなみ交流館)(尾道市) 開催事務局:JA 尾道総合病院 消化器内科・栄養科 小野川靖二 〒722-8508 広島県尾道市平原1-10-23 TEL:0848-22-8111 FAX:0848-23-3214 URL:http://onomichi-gh.jp	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・内視鏡技師・ リハビリスタッフ他 全医療従事者
11	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 (旧 福岡 PEG 研究会) 前川隆文 (福岡大学筑紫病院 外科 教授)	福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 〒818-8502 福岡県筑紫野市俗明院1-1-1 TEL:092-921-1011 FAX:092-928-0856 E-mail:c-geka@minf.med.fukuoka-u.ac.jp 第2回当番世話人:前川隆文(福岡大学筑紫病院 外科) 2017年6月24日(土)14:00-16:00 JR 博多シティ会議室大ホール(福岡市) 開催事務局:福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ ソーシャルワーカー
12	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 第17回当番世話人:福地聡士 (アルメイダ病院 消化器内科部長) 2017年6月24日 (土) アルメイダ病院 (大分市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、 内視鏡技師のほか PEG 関連の方
13	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ 全般
14	鹿児島 PEG 研究会 内園 均	南薩ケアほすびたる 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:kagopeg@hotmail.com	メディカルスタッフ全般
15	九州 PEG サミット 城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ 全般

※2017年5月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。 上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療研究会事務局までご連絡下さい。



今からでもバドミントンをはじめよう。

住友病院 外科 妙 中 直 之

リオデジャネイロオリンピックのバドミントン競技で女子 ダブルス高橋・松友ペアが金メダルでしたよね。このペアは 世界ランキング1位でずっと安定して強かったので、バドミ ントン愛好者からは期待を集めていましたが、その決勝戦は 本当に感動的な逆転勝利だったですね。日本中が感動したに 違いないと思います。女子シングルスでは奥原選手も山口茜 選手との準々決勝を制して、銅メダルでした。二つのメダルで、 その面白さ、日本のレベルの高さが十分に示され、バドミン トンは日本のスポーツ界において真のメジャーになったと思 います。

ではそのプレイの面白さはどうでしょう?世界の一流男子選手の打つスピードスマッシュは初速400km以上で、スポーツの世界では最も速い球といわれています。スマッシュのような直線的なショットはテニスと同じ。それをノーバウンドでレシーブしないといけないわけですからすごいスピード感です。パワーとスピードはあらゆるスポーツの基本です。しかし、バドミントンのシャトルコックは空気抵抗が大きく放物線は描きません。スマッシュ以外のショットはある程度減速すると急に落下するんですよ。相手の上空を飛び越してその後真下に落ちるショットも打てるし、同じフォームでシャトルを切ってネット前へ急に落ちるショットも打てるんです。それだけで前後に揺さぶることができるでしょう?もちろん左右のコーナーやボディーも狙え高さも変えれるんです。

こういうとむつかしく思えるかもしれませんが、ここで考えてみましょう。バドミントンラケットは100g以下です。小学生でも振り回せます。中学校の小さな体育館一つで4面ほどのコートがはれます。なんたってメジャースポーツ。今や全国どこでもバドミントン教室などがあります。最初はラケットも貸してくれます。シングルスとダブルスの個人戦でルールも単純です。20分くらいで1試合できます。5人や6人とかでやるチームスポーツではありませんし、ダブルスでも2人の役割分担は同じなので、教室や試合なども一人で参加することが普通です。素人だってそのレベルに合わせて教

えてくれます。試合形式の練習もすぐできます。レベル別(初心者、経験2年以下等)のシングルス、ダブルスの個人戦や、レベルの違う人を組み合わせての団体戦などもどこの地域でも開催されてます。どんどん上達する喜びも感じ、なんたって試合をする面白さを味わえ、職業間を超えたつながりができ人間関係も広がります。家族みんなででも楽しめます。その瞬間はいろいろなストレスを忘れられ、本当にすがすがしい汗がかけ、爽快な気分になりますよ。はまってしまって、30歳くらいから始めた人でも歳なりの戦術もありものすごく強くなって大きな大会にまで顔を出す人もいますしね。

さて私はどうでしょう?大学入学後に始めました。その魅力に取りつかれ、西医体では準優勝しました。西日本医師バドミントン大会(30回の伝統)でも何度か優勝しました。一般社会人の試合にもチャンスがあれば参加し、大阪社会人選手権等の予選を勝ち抜いて全日本シニア大会(30歳以上の年齢別全国大会)にも何度も出場しました。しかしながら最近ではスピードもなくなり、息も上がり、膝は痛いし、肩も痛く試合ではなかなか勝てなくなってきました。それでも気持ち良い汗もかけるので、今も一応は大学の監督です。若い人からエネルギーも吸収できるしね。後輩たちもかわいいんですよ。





米軍基地の町 福生

悦伝会目白第二病院 外科 水 野 英 彰

私が勤務している病院は東京都福生市にあり、大学から赴 任して早10年が経ちます。当初はBMI24程度でしたが今は 見る影もない姿にさせた街をご紹介いたします。福生はアメ リカ空軍の横田基地が存在している地域で、市内の東側は基 地が大半を占めています。当院は基地の目の前に位置してお り、独立記念日には花火が大量に打ち上げられ病院内から見 る風景は絶景です。9.11以降基地内との交流は厳しくなって おりますがマラソン大会や駅伝大会は毎年開催され、私も病 院職員と共に大きくなった体にムチを打って毎年参加してお ります。基地内を走りますとすべてがアメリカでカリフォル ニアかロサンゼルスに来たような錯覚を覚えます。走り終わっ ていざ検問ゲートを通過すると直ぐに日本の交番があり、あー ここは日本なんだとふと現実に戻され、とてつもない疲労を 感じる瞬間を毎年味わっております。基地の外は全国でも三 番目に面積が小さい市ですが、そこに多くの住民が密集して 生活をしています。当然ながら基地がある為に、退役軍人な

どアメリカ人のみならず東南アジア系の人々の居住比率はかなりの割合になっています(高齢化もかなり進んでおります)。そうした事情から、病院外来では英語はもちろんのこと中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語などが飛び交うこともあり診療に苦慮することがしばしばあります。このような地域ですから食に関してハンバーガーやピザ、ソーセージなどを提供するお店が多く存在し、本場のアメリカの味を筆頭に多国籍料理が楽しめるスポットが多いです。大学からのレジデントたちは、オペというより昼食を楽しみにして来ることが多いようで、オペのない昼休みに「先輩今日はどこに行きましょう?」と言われます。走っても走っても太るわけです…。私のおすすめは、数ある飲食店の中でも日本に初めてピザを売り出したニコラ・ニラ饅頭で有名な紅虎餃子房の1号店韮菜万頭・イタリアの母の味イタリアンライスを提供している UN QUINT です。皆様、是非東京にいらした際には都心もいいですが偶には福生にお立ち寄りください!





役員 / 幹事の就任について

2017年度役員・幹事就任の方々は、次の通りです。(順不同、敬称略)

●世 話 人:森瀬昌樹 (現常任幹事) ●常任幹事:犬飼道雄 (現幹事)、黒山信一 (現幹事)、比企直樹 (現幹事)、髙見澤 滋、 細江直樹

事:白井孝之、津川二郎、尾藤祐子

インフォメーション

● PEG・在宅医療学会への移行に伴い、会計年度も8月1日~7月31日となり ます

個人会員:年会費案内は、会誌(8月末発送)へ同封いたします。 施設会員:年会費案内は、代表者様へ8月頃発送いたします。

施設会員登録変更がありましたら、 7月末までに事務局までご

<u>連絡下さい。</u> 賛助会員:登録および年会費に関する確認書は、ご担当者様へ7月頃発送 いたします。

●ホームページに「利益相反 COI について」を開設いたしました

●第6回胃瘻取扱者・取扱施設認定資格の新規申請および更新手続きは4月30 日で受付を終了いたします。次回は2018年1月4日より郵送受付を開始いた

●胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「オンライン教育セミナーおよび資格試験」の受講申込みが6月10日より始まります。詳細は当会ホームページ≪教育セミナー/資格試験≫からご確認ください。

●業務内容により事務窓口を分けて運営しておりますのでご協力をお願い申し 上げます。

事務局長:西口幸雄(世話人)

事務局所在地:大阪市立総合医療センター消化器外科内 〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22

TEL&FAX: 06-6167-7186 E-mail:peg-office@umin.org

<u>会員登録等研究会全般および会誌・ニュースレター</u>についてのお問い合わせ: PEG·在宅医療研究会事務局

E-mail:peg-office@umin.org TEL&FAX:06-6167-7186 教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ: PEG・在宅医療研究会 教育認定窓口

E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX: 042-714-7106

●会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。 原稿は1,000字以内、E-mail 流付で事務局 (pegoffice@umin.org)まで送り下さい。なお、採否は事務局にご一任下さい。

入会のご案内

PEG·在宅医療研究会 (Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life) は、経皮内視鏡的胃瘻造設術 (PEG) 等の内視鏡治療の補助による在宅 医療の推進及び患者の QOL 向上を達成するための研究会です。1996年創設の HEQ 研究会から2009年9月27日に本名称へと移行いたしました。 【事業】

年1回の研究会学術集会の開催と研究会誌「在宅医療と内視鏡治療」および ニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業団体で構成します。 【会員の特典】

・本会主催の研究会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表するこ とができます

・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

¥20,000 (5名まで) 施設会員

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ¥7.000

(薬剤師・看護師・医療技術員等) コ・メディカル ¥5.000 ¥100,000(1口) 2口以上から

替助会員 【会計年度】

毎年4月1日より翌年3月31日

【入会手続】

事務局に FAX またはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。 研究会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。 ①個人会員:会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒に

お送り下さい。
【振込先】郵便振替

口座番号 00980-7-288667

口座名 PEG·在宅医療研究会

□座石 PEG・任宅医療研究会
②施設会員: HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局まで FAX または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。
③賛助会員:メールまたは FAX にて事務局まで申込書を請求、または研究会ホームページ上からデ連絡いたします。

ただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当研究会に関連する活動にのみ使用させていただくこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

PEG·在宅医療研究会 会則

第一条 名称

本会は PEG・在宅医療研究会 (英文名: HEQ)と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療 (Home Health Care) の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設 術(PEG) 等の内視鏡的治療 (Endoscopic Therapy) の補助による患者の Quality of Life (QOL) 向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目 的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条 (第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1. 年1回以上の学術集会開催 2. 年1回以上の会誌の発行
- 3. その他必要な事業

第四条 会員

本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。 会員は以下のように区分する。

○個人会員・・・・・ 個人として本会に入会したもの

○施設会員・・・・・・ 施設として本会に入会したもの (代表者を届け

出る) 本会の運営を賛助する企業・団体 ○賛助会員・・・

○名誉職会員・・・・ 本会に役員として貢献し、定年となったもの

第五条 役員・名誉職会員

1. 本会の運営にあたる役員を以下に定義する。 ○会長(1名)・・・・・世話人の内より1名選出され、本会を代表する。 ○監事(2名)・・・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。会

長や世話人との兼務はできない。

○世話人(若干名)・・・本会の企画運営を行う

○常任幹事(若干名)・・世話人と共に本会の運営及び事業について企画 処理する。

2. 本会に次の名誉職会員を置く。

○名誉会長・

常任幹事会で推戴される。

学術集会を開催した世話人、またはそれと同等の 功績があったもの。世話人・常任幹事会で推戴さ ○名誉会員・・・・・

れる

当研究会に功績のあったもの。世話人・常任幹

事会で推戴される。

3. 学術集会の運営にあたる当番世話人 (学術集会会長)を置く。 ○当番世話人 (学術集会会長)・・世話人の中より順次選び、担当する年 の研究会 / 学術集会を開催し、その実 務運営にあたる。

第六条 幹事・施設代表者

1. 幹事・施設代表者 ○幹事 (若干名)・・・・本会の運営の実務にあたる。 ○施設代表者・ ・・・・それぞれの施設会員を代表する。

第七条 役員・幹事の選出・脱会および任期

1. 役員・幹事の選出は、世話人・常任幹事の推薦により役員選出委員会で審議され、世話人・常任幹事会で決定する。 2. 役員・幹事の脱会は世話人・常任幹事会で決定する。

役員・幹事の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。

役員・幹事の任期は一角改選の平から3年とし、存任を切りない。 役員・幹事の定年は65歳になった会計年度の終了をもってする。監事は70歳とし、会長は75歳とする。 役員・幹事の任期については、原則定年になった会計年度の終了をもってとするが、役員会の要望により更に1期は延長することができる。 名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。

第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。 1. 世話人・常任幹事会・・・・・世話人・監事・常任幹事で構成され、

本会の運営に関する事項を議決する。 議長は会長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて世話人・ 監事・常任幹事の2分の1以上の出席を以て成立し、その過半数を以 て議決される。名誉職会員は本会に出席し、意見を述べることが出来る。

2. 幹事・施設代表者会議・・・・幹事と施設会員代表者で構成され、世話人・ 常任幹事会の議決事項を承認する。議長は会長が行う

委員会・・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。 委員長は世話人・常任幹事から選任される。

- 第九条 会費 1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
 - 2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

- 1. 本会の経費は会費、寄付金ならびに印税をもってこれにあてる。 2. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 研究会時に開催される世話人・常任幹事会にて会計報告を行い、承認を得る。

研究会名称及び会則の改正

研究会名称及び会則の変更は会長及び世話人・常任幹事会の協議により行う。

本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。

事務の責任者として事務局長を置く。事務局長は世話人・常任幹事の中 から選任される。

第十三条(附則) 本会則は平成24年4月1日より施行する。

平成 8年8月31日 制定・施行

平成15年9月27日 一部改訂

平成17年9月24日 一部改訂

一部改訂 平成19年9月30日

平成20年9月20日 一部改訂

一部改訂 平成21年9月26日

一部改訂 平成22年3月31日

平成23年9月 9日 一部改訂

施行細則

第一条 委員会 本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会を設 置することができる。

- 1. あり方委員会
- 2. 倫理委員会
- 3. 総務委員会
- 4. 財務委員会
- 5. 編集委員会
- 6. 規約委員会
- 7. 役員選出委員会
- 8. 学術委員会
- 9. 用語委員会
- 10. 社会保険委員会
- 教育委員会 11.
- 12. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
- 13. PEGチーム医療委員会
- 14. 広報委員会
- 15. 選奨委員会
- 16. PEG と栄養に関するガイドライン作成委員会
- 17. COI 委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

- 1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
- 2. 役員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・ メディカル 8,000円とする
- 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
- 5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とし、最低2口以上からとする。

PEG·在宅医療研究会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本研究会会員であることを原則とする。 また、著者の総数は10名以内とすること。

■掲載規定■

- 1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その 他とする。
- 2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨 (250語以内)を添付する。 和文原稿は本文 (文献含む)が5,000 ~ 6,000字以内を原則とする。 図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。 ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。

- 3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。 4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。 5. 原稿はプリントアウト 3部 (図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局 あてに書留 (簡易書留も可)送付する。
- 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委 員会において決定する
- 7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当研究会に帰属する。

■執筆要項■

- 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
- 2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。 3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。 4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは
- 4. 外国人名、外国の地名、州応りる日本語の木に足有しない子州用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではない。5. 文献は本文中で引用されたもののみ場所ではかず古屋によれて変した。
- 又献は本文中で行用されたもののみ取小版を挙げ、又献留方は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず石肩に上付きで「1)」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近のIndex Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。
 〈書談〉著者名、題名、雑誌名 西暦発行年;巻数:頁(初~終)

〈書籍〉著者名. 題名. In:書名 (編者名). 発行地;発行所名, 西暦発行年: 頁(初~終)

なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以 上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。 文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)

- あるいは(abstr)とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。 6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。 7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を 記載しておくこと。
- 8. 図表の説明 (legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または

- Figure」、「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト 形式とし、プリントアウトしたもの3部と<u>投稿チェックシート</u>(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
- 10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。 (2014年11月7日 改訂)

■原稿送付先■

■原稿と同九■ PEG・在宅医療研究会 会誌担当 大阪市立総合医療センター 消化器外科内 〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22

TEL&FAX: 06-6167-7186

E-Mail: peg-office@umin.org 必ず書留 (簡易書留も可)にてお送り下さい.

PEG·在宅医療研究会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

PEG・在宅医療研究会(以下本研究会)は、胃瘻に関する医療の安全性 第1条 を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取 扱施設資格認定制度 (以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制 度委員会(以下本委員会)を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以 下本委員)で構成される。 2. 本委員長はPEG・在宅医療研究会の世話人・常任幹事から選任され、委
 - 員は世話人・常任幹事・幹事および若干の有識者から委員長が指名する。
 - 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1)資格条件検討委員会 2)資格審査委員会
- 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は世話人・常任幹事会で承認の上、会長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑 な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
 - 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請
- 求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。 3. 本委員長は委員会の審議結果を世話人・常任幹事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、 委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出帰 a 2 n い 1 に 数の場合は本委員長が議決するものとする。 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。 2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する 第9条

まではその職務を行うものとする。 (欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、会長が代行を指

名する。 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

- (小委員会の構成およびその業務) 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。 2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設と
 - ての資格条件を検討するための委員会である 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委 員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小 第13条 委員会を年1回以上召集する。
 - 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、 速やかに臨時小委員会を召集する。 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

第16条

小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する まではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員 長が代行を指名する。

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失 (個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
 2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーアの強まなは手業値とする。

 - 3.
 - 2. 胃瘻短限有は初期追取およりガー アル文法を行う医師とする。 3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。 4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
 - 5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定 資格と専門資格を設ける。
 - . それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委 員会に提出する。

(申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。 (1) 認定申請書(書式 I)

- (2) 医師・看護師免許証の写し (胃瘻教育者は除く)
- (3) 教育セミナー / 資格試験受講証の写し (4) 経験症例数証明書 (書式 II、ただし胃瘻教育者は除く) 1) 症例数または症例数のスコア (II-3) 2) 代表症例10例のケースカード (II-1または2)

書式Ⅱ-3~5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。

高式 II-5 で 5 にはてれてれ他成長または所属工長の証明が必安 くめる。 (5) 業績目録 (書式 III-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績 (書式 III-2)とする) 研究会や学会の参加証、発表や講演を行った研究会の日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙、および論文の最初のページと最終ページの写しを添けなる。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない

- (1) 認定申請書 (書式IV)
- (2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師 (非常勤可)の認定証コピー 2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師 (非常勤可)と1名以上の認
 - 定管理士の認定証コピー

 - 専門造設施設:1名以上の専門造設医師 (非常勤可)の認定証コピー専門管理施設:1名以上の専門管理医師 (非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

第23条 認定審査は以下のごとくとする。 1)審査料:1資格につき5000円

- 2) 申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
- 3) 認定審査の時期:5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審 <u>^</u> 査し、 世話人・常任幹事会で承認を得る
- 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

登録は以下のごとく行う

- 1)登録料: 1 資格につき5000円 2)登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を 行う
- 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定 を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本研究会が会長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 本研究会の会員としての資格を喪失したとき。
- 2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
- 3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。 4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
- 5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員 会の議を経て会長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本研究会 に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審 杏季冒会に提出する。

資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。 2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用郵便振 第32条 替口座 (PEG・在宅医療研究会資格認定制度) を通じて行い、年度末締め により研究会収支へ統合し監査を受けるものとする。

2. 本口座の管理代表は事務局長がつとめる

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成24年9月15日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

一部改訂 平成22年9月10日 平成23年9月 9日 一部改訂

一部改訂 平成24年9月14日

PEG·在宅医療研究会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・ 取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保 し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経 験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件 を第一義に考慮して作成した。

本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。 第1条

- 1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
- 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門 資格に分ける。 3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認
- 定資格と専門資格に分ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本研究会会員資格

PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)に加入後2年度を経ており、かつ会費の納入が完了していること。

2. 資格別の条件

1)胃瘻造設者の資格

医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。 後出で記載する3から6項を証明できること。

2) 胃瘻管理者の資格

医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」 とする。後出で記載する3から6項を証明できること。

3) 胃瘻教育者の資格 胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つで も可)を証明できること。(書式Ⅲ-2)

(1) 論文・著書の筆頭著者 (学会発表抄録は不可)

- (2) 本研究会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、 要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可) (3)特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
- (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者

3. 本研究会への参加義務 PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の研究会参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。

胃瘻造設および管理の経験症例数 (書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理 者のみ提出)

書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設 ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。 1)胃瘻造設:術者 (内視鏡担当は含まない) としての造設症例数をもっ

1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。

- 2) 胃瘻管理: 入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもっ て表す。
 - (1) 入院・入所症例: 少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月 以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。 1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または 認定管理士の登録が可能である。
 - (2) 在宅症例:症例数X年数のスコアで表す。(例:A症例を引き続 き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5で

認定管理士の登録が可能である。

症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類

の提出を必要とする。

- 5. 業績目録 (書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出) 以下の論文、研究発表 (学会発表の抄録は不可) および学会研究会参加を 点数として表す。それぞれは1回についての点数である。 (1) 本研究会参加(必須条件):10点

 - (2) 本研究会学術集会における発表

筆頭者:10点、筆頭以外:5点

(3) 在宅医療と内視鏡治療 (本研究会機関誌) 論文発表 (発表抄録は 不可)

筆頭執筆者:20点、筆頭以外:5点

(4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない) 著書・雑誌論文:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定

筆頭執筆者:10点、筆頭以外:5点

- (5) 本研究会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および 在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの):10点
- (6) 学会、研究会、地方会における発表 内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する 筆頭発表 5 点、筆頭以外 3 点
- (7) 本研究会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座 長、コメンテーター、特別発言: 内視鏡的胃瘻または在宅医療に 関するものに限定する。 それぞれにつき10点
- (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加 それぞれにつき3点

(9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点 本研究会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。

6. オンライン教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点本研究会が主催する教育セミナー/資格試験(オンライン)の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはない が、更新時の条件としては受講を必須とする。

第3条 認定の種類

1. 個人資格

1)胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻造設医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

2)胃瘻管理者

(1) 入院· 入所施設

認定胃瘻管理医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻管理医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

認定胃瘻管理医師:スコア20以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:スコア 20以上かつ業績30点以上のもの専門胃瘻管理医師:スコア 40以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:スコア 40以上かつ業績50点以上のもの

胃瘻教育者

第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの

2. 施設資格

施設会員として本研究会に加入後2年度を経ており、会費の納入が完了していること。

1)造設施設

認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍

専門胃瘻造設施設:(1)1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在

籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

2)管理施設

認定胃瘻管理施設: 1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること

専門胃瘻管理施設:(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1

名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること (2) 嚥下機能評価が可能であること。

<更新手続き>

・ 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本研究会参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)の受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。 各施設資格の更新手続きは以下 2) に定める書類の添付をもって行う

1)個人資格

(1) 認定胃瘻造設者 (医師):業績20点以上 (2) 専門胃瘻造設者 (医師):業績30点以上

(3) 認定胃瘻管理者 (医師および看護師):業績20点以上

(4) 専門胃瘻管理者 (医師および看護師):業績30点以上

(5) 認定胃瘻教育者:業績20点以上

2) 施設資格

(1) 認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設者認定証の写し (2) 専門胃瘻造設施設:(1)1名以上の専門胃瘻造設者認定証の写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること

(3) 認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師 (非常勤可) および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し

(4) 専門胃瘻管理施設: (1) 1 名以上の専門胃瘻管理医師 (非常勤可)

および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し (2) 嚥下機能評価が可能であること

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場 合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する

2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに 申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

更新時の審査

更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、役員会了承により正式な 更新許可とする

- 2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認めら れた場合には証書を同送する
- 3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しな かった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるも のとする。

やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1 年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議 を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成28年9月3日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂 一部改訂 平成22年9月10日

平成24年9月14日 一部改訂

平成25年9月 6日 部改訂 部改訂

平成26年9月12日 平成28年9月 2日



